

令和 8 年度若年技能者人材育成支援等事業 推進計画

愛媛県技能振興コーナー

1 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について	(1) ものづくりマイスターの開拓 企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行います。 愛媛県内で建築大工職種等の派遣ニーズの多い建設系職種や、機械・プラント製図職種等の認定者数が少ない職種を中心に、潜在候補者を含めたものづくりマイスター候補者のリストアップを行い、地域に不足している職種の解消を図ります。具体的には、業界団体や企業等へのアプローチをきめ細かく行い、ものづくりマイスターの掘り起こしを行います。 過去 3 年間に一度も活動実績がないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思の有無を確認の上、活動継続の意思がない又は活動継続が困難であるなどのものづくりマイスターについては、登録解除の手続きを行うとともに、ものづくりマイスターデータベースの記録の削除も行うなど、ものづくりマイスターデータベースの情報を最新の状態にするよう努めます。 (2) ものづくりマイスターへの説明 認定を受けたものづくりマイスターのうち、講習免除とならないマイスター等に対し、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知します。 (3) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行い、内容確認を適正に行った上で、申請書類を取りまとめて中央技能振興センターに提出します。 (4) ものづくりマイスターに対する研修 新たに認定を行ったものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施します。研修の開催頻度や時期については、年 4 回程度を目安に、指導技法を学んだ講師が講義形式により実施します。研修内容については、中央技能振興センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるように徹底します。研修においては、
--------------------------------------	---

2 ものづくりマイスターの活用に係る業務について	受講者に怪我のないように、安全に十分配慮して実技指導に当たるよう、ものづくりマイスターに入念に伝えま す。 また、必要に応じ個人情報の保護やセクシャルハラス メント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生に対 するコーチングといった分野の知識付与や実技指導等 に関し、派遣依頼元の意見等を踏まえ、コーディネーター や職員が補完するなどして、求められる研修を適確に行 います。さらに、地域若者サポートステーションでのも のづくりの魅力発信を実施する際は、利用者に配慮を必 要とする場合があるため、派遣対象者に派遣前に研修を 行います。過去3年間に一度も活動実績のないものづく りマイスターに対しても、最新版のテキストや事例集等 を情報提供します。 指導技法等講習及び講師養成研修に参加するものに対 して交通費を支給します。（受講手当は支払いませ ん。） 中央技能振興センター主催「事例発表・意見交換会」 へのものづくりマイスターの参加勧奨を行い、参加する ものづくりマイスターに対して、コーナーから謝金及び 旅費を支払います。 （1）若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーディネーターが中心となって、中小企業、学校等へ 技能検定の実技試験や技能競技大会の課題等を活用した 若年技能者の人材育成に係る取組方法・訓練施設・設備等 のコーディネート、実技指導等の相談・援助及びものづく りマイスター等の派遣やコーディネートを適切に行いま す。 ものづくりマイスターの派遣やそのためのコーディネ ートについては、実技指導に限らず、座学等の講師とす ることや、中小企業事業主の負担軽減に資するものであ るため、中小企業事業主が負担することとなる諸経費に ついては、比較的低廉な価格に抑制できるよう最大限に 留意します。管内に派遣指導を行えるものづくりマイス ターがいない場合には、ものづくりマイスターベース等 を活用して、他の都道府県の登録情報を把握して、広域 派遣に努めます。 ものづくりマイスターの対象分野に該当しない職種に
---------------------------------	--

	においては、要件を満たす熟練技能者を企業等に派遣し、指導を行います。ただし、特段の事情がない限り、ものづくりマイスターの認定を受けた者を派遣します。 (2) ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣による指導の実施 中小企業、業界団体、工業高校等学校及び専修学校・各種学校、大学・専門学校等を対象にもものづくりマイスターの派遣による指導等を受講者数延べ 1,300 人日以上計画します。その内訳は、中小企業及び業界団体：100 人日以上、工業高校等学校：1,200 人日以上とします。このほか、熟練技能者の派遣指導による指導等は、100 人日以上を計画します。 実施にあたっては、中小企業等からの依頼だけに頼らず、コーナー自らがアウトリーチ機能を発揮して積極的に派遣計画を立案します。 指導対象者は、概ね 15 歳から 35 歳未満の若年者となりますが、35 歳以上であっても、当該職種の技能が十分でないと認められる者は対象に含めます。ただし、35 歳以上の者のみを集めて指導を行うなど、本事業の趣旨から逸脱することのないよう留意します。 派遣指導内容は、派遣対象企業等のニーズに応じて、柔軟に設定します。中小企業・業界団体にあつては、技能検定 2～3 級程度、工業高校等にあつては技能検定 3 級レベルを目安とします。 指導回数について、過度な件数、回数の派遣指導を抑制し、職種間において事業の公平性を欠くことのないよう十分に配慮します。 (3) ものづくりマイスター及び熟練技能者による若者に対する「ものづくりの魅力」発信 地域若者サポートステーション事業の支援対象者や小中学校等の児童・生徒を主な対象としたものづくり魅力発信を受講者数延べ 700 人日以上計画します。その内訳は、地域若者サポートステーション及び小中学校を対象としたものづくりの魅力発信 350 人日以上、公民館等を会場としたものづくりの魅力発信は、350 人日以上とし
--	--

3 地域における技能振興事業の実施	ます。このほか、熟練技能者の派遣によるものづくりの魅力発信については、小中学校等の児童生徒等への派遣は、20 人日以上、不特定多数への派遣は、100 人日以上計画します。将来、自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるよう、ものづくりマイスター及び熟練技能者自身の職業・仕事内容の紹介、当該職種の職業像にどのように結びつくのかなどの説明をします。実施方法・内容は、ものづくり体験のほか、実演や職業講話、職場見学等により技能・ものづくりの魅力が児童・生徒等に伝わる取組を行います。 (1) 技能五輪全国大会の予選の実施等 技能五輪全国大会の出場選手を選出するための愛媛県予選大会を1 職種程度（実施回数1 回程度）実施します。企画した内容は関係団体と協議の上、共同実施といたします。各都道府県職業能力開発協会が独自の選考基準にて推薦する職種のうち、「西洋料理」の1 職種については、技能検定とは別に県予選大会として競技を行います。全国司厨士協会愛媛県本部の専門家を審査員として起用し、正確に実施できる体制を整えます。 技能五輪全国大会を含めた参加選手及び観客の募集にあたっては、関係業界団体、調理科を設置している高校・専門学校等へ適切に周知します。 ・実施予定職種 西洋料理職種 ・競技参加予定人数 6 名程度 ・実施予定時期 令和9 年1 月頃 予選会の参加手数料として2,000 円を徴収します。技能五輪予選会を実施する場合には、実施予定日等必要な情報を中央技能振興センターの求めに応じて提供します。 (2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会へ出場する「愛媛県選手団」のうち、中小企業の従業員や職業訓練機関に所属する学生、教育訓練機関に所属する生徒等が選手として参加する場合にあっては、参加選手とその指導者等の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行い、大会参加を促進します。 【参加支援計画（案）想定職種数・人数】
---------------------------------	--

4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について	・技能五輪全国大会 5 職種 選手 6 名程度（指導者 6 名程度） 想定職種：電子機器組立て、タイル張り、冷凍空調技術、左官、日本料理、レストランサービス、とび等 ・若年者ものづくり競技大会 4 職種 4 名程度（指導者 4 名程度） 想定職種：メカトロニクス、機械製図（CAD）、旋盤、フライス盤、電子回路組立て、電気工事、木材加工、建築大工、自動車整備、IT ネットワークシステム管理、ウェブデザイン、業務用 IT ソフトウェア・ソリューションズ、グラフィックデザイン、ロボットソフト組込み、造園 等 ・選手募集方法：職種別業界団体、ものづくりマイスター制度活用企業、当会会員企業、職業訓練機関、教育訓練機関等への周知 （３）卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 令和 8 年度の卓越した技能者の紹介コンテンツのうち、被表彰者のプロフィール（入職のきっかけ等）、仕事に対する思い（やりがいや苦労したこと）、これから入職する若者に伝えたいこと及び写真（作品及び作業風景）について、中央技能振興センターの示す編集方針に沿って被表彰者に対して取材を行い、取材結果を中央技能振興センターに提出します。 （４）「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応として、新規の認定は行われませんが、両事業のいずれかに認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、中央技能振興センターに問い合わせるよう伝えます。 （１）連携会議の設置 都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする連携会議を設置し、地域の有識者との連携を深め、事業運営がより効果的となるよう運営します。
---------------------------------------	--

	【会議の構成団体】 ・愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課 ・愛媛県教育委員会指導部義務教育課 ・愛媛県教育委員会指導部高校教育課 ・愛媛労働局 ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部 愛媛職業能力開発促進センター ・日本労働組合総連合会愛媛県連合会 ・愛媛県商工会議所連合会 ・愛媛県商工会連合会 ・愛媛県中小企業団体中央会 ・愛媛県経営者協会 ・一般社団法人愛媛県専修学校各種学校連合会 ・愛媛県技能士会 （２）連携会議の開催回数 連携会議を年２回以上開催し、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行います。愛媛県の産業特性と就業構造等を的確に捉えた技能振興に取り組むほか、愛媛県職業能力開発計画の実現に向けて、県内行政機関と連携しながら、産業人材の強化戦略（学校教育における職業教育の推進、県内産業に係る職業体験等の推進、技能者の生涯にわたる能力開発支援、若年者、就職氷河期世代、障がい者等に対する就労支援）を積極的に推進します。 会議運営以外にも、ものづくりマイスター制度や地域における技能振興に係る広報活動を連携して実施いたします。 （３）都道府県労働局との連携 中小企業及び教育機関（大学、専門学校等）等における派遣指導について、都道府県労働局と連携の上、取組めます。令和８年度も引き続き労働局と連携した取組が促進されるよう、必要に応じて愛媛県労働局職業安定部を訪問し、ハローワークの相談員等が学校等を訪問する際に携行しての周知や、ものづくりマイスターのパンフレットやチラシ等をハローワーク庁舎内に配架したり、説明会やセミナー等の機会を活用して制度周知に協力して
--	--

5 成果目標	もらうよう依頼するほか、特に中小企業の派遣の開拓に繋がるよう調整します。また、労働局（ハローワーク）が実施しているハロートレーニングに係るイベントでのものづくり体験教室や「学生・生徒等に対する職業意識形成支援事業」において、ものづくりマイスター等が技能の実演・指導を含む講義を行う等を想定して取り組みます。 （１）ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度 90%以上を目指します。 企業・業界団体や教育訓練機関担当者へ、実技指導の技能向上の効果を検証するなどし、利用満足度を高めます。 （２）ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした受講生の割合 90%以上を目指します。 受講生へ、実技指導の技能向上の効果を必要に応じてもものづくりマイスターからフィードバックを行います。 （３）ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度 90%以上を目指します。 ものづくりマイスターによる講話やものづくり体験等で「優れた技能」や「技能の素晴らしさ」を伝えつつも、社会学習の一環としての側面から、学校関係者の満足度も同時に高めていきます。 （４）ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合 90%以上を目指します。 ものづくりマイスターを派遣した企業等に対し、人材育成コーディネーター等が、技能競技大会や技能検定による人材育成好事例について紹介するなど、企業担当者等へ技能検定の受検勧奨等を行い、技能者育成の実績の積み上げに貢献します。 （５）技能検定又は技能競技大会のためにもものづくりマ
---------------	--

	イスターを活用した企業又は業界団体が今後の人材育成に係る意識変化（技能の重要性に関する理解が進んだ等）があった割合８０％以上を目指します。 ものづくりマイスターを派遣した企業等に対して、ものづくりマイスターの指導を通じて、技能の習得の重要性に関する理解が進むよう知識・技能の習得への指導に取り組めます。 （６）ものづくりマイスター活動数（受講者延べ人日） ２，０００人日以上を目指します。 中小企業、職種別組合、教育訓練機関労働局等へ周知し、制度活用促進を図り、ものづくりマイスターによる技能継承を効果的かつ効率的に展開するように工夫します。 当会では、１２年間当該事業を受託してきましたが、その実績としては、若年者へのものづくりマイスター制度が浸透し、受講者数が着実に拡大する傾向にあります。 学生・生徒を含む若年者にもものづくり技能の魅力を発信し、彼らのものづくり分野への入職促進と企業の人材育成・確保を支援する取組みを推進します。 （７）ものづくりマイスター新規認定者数（人）６人以上 を目指します。 愛媛県内で建築大工職等の派遣ニーズの多い建築系の職種や、機械・プラント製図職種等の認定者数が少ない職種を中心に、潜在候補者を含めたものづくりマイスター候補者のリストアップを行い、地域に不足している職種の解消を図ります。具体的には、業界団体や企業等へのアプローチをきめ細かく行い、ものづくりマイスターの掘り起こしを行います。
--	---